

道路上に張り出している樹木・竹林伐採のお願い

毎年、市道・里道敷きにおいて倒木・倒竹等が多数発生しています。

幸いなことに本市においては、大事故等には至っていませんが、一歩間違えば大惨事になりかねません。最近では、2017年に熊本市で、民有地の倒木により死亡事故が発生しています。

今後は歩行者及び自動車等の通行や、強風や大雨時の安全確保のため、今まで以上に樹木・竹林等の管理が求められます。

特に市道、里道の沿線に山林、竹林・住宅の垣根等を所有されている方は、所有される樹木、竹等の状況を今一度ご確認いただき、危険と思われる樹木・竹等につきましては、伐採するなど安全上必要な対策及び適正な管理を十分取られますようお願いいたします。

なお、道路上において倒木等により通行の支障となっている場合にのみ、木の枝や竹などを、緊急的に危険回避のため、道路管理者が予告なく伐採・撤去することがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

※ 樹木の倒木等が原因で歩行者や自動車等に損害が発生した場合、被害者から、

樹木所有者の管理責任を問われることがあります。

民法第717条 土地の工作物の占所有者及び所有者の責任

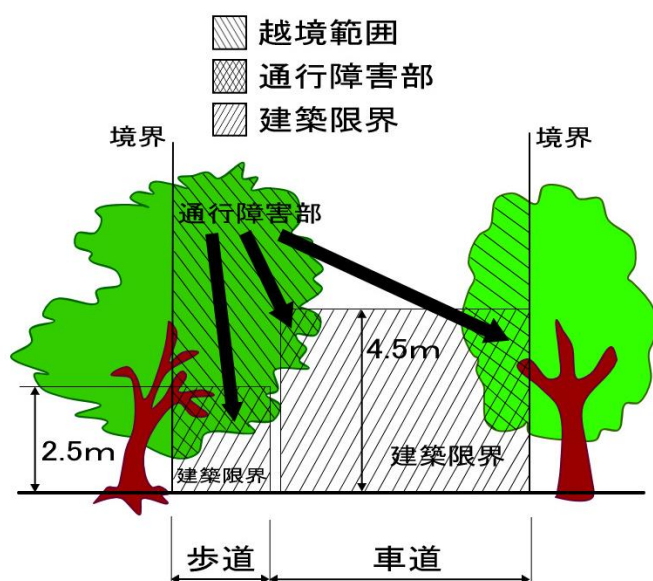
1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3. 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

道路を安全に通行するため、一定の幅、一定の高さの範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域として**建築限界**が定められておりますので、**建築限界にはみ出した(図上の通行障害部の)樹木等の伐採等の管理**をお願いします。

また、越境範囲内でも**枯れ枝等が落下する恐れがある場合**も管理をお願いします。

● 支障となる例

- 1 道路・歩道へ樹木・竹林等が張り出している。
- 2 枯れ木・竹、折れ木・竹等により通行障害がある。(または、その恐れがある)
- 3 竹林の繁茂による通行障害がある。(または、その恐れがある)
- 4 雑草が道路上に伸び通行障害がある。見通しが悪い。



【問い合わせ先】

人吉市役所 建設部 道路河川課 電話 0966-22-2111